

令和7年7月30日

北海道運輸局

自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報による影響を受けて～

ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とする巨大地震の影響により、津波警報が発表されたことに伴い、北海道運輸局室蘭運輸支局管内及び釧路運輸支局管内に避難指示が発令されたことから令和7年7月30日の業務を中止しました。

このことから、当該支局が所管している地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和7年7月30日から8月3日までの自動車について、令和7年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

※【対象地域】

(室蘭運輸支局管内)

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、
有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、
沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡

(釧路運輸支局管内)

釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、
標津郡、目梨郡

1. カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う避難指示により、北海道運輸局室蘭運輸支局及び釧路運輸支局を閉庁したため、閉庁した運輸支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期限が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

したがって、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から8月3日までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を令和7年8月4日まで伸長

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 柴田、谷原 TEL：011-290-2753（直通） FAX：011-290-2705

(参考 1) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 北海道運輸局室蘭運輸支局管内の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の当運輸支局が所管している全地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間を満了する日が令和7年7月30日から8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡

令和7年7月30日

北海道運輸局
室蘭運輸支局長

(参考3) 北海道運輸局釧路運輸支局管内の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の当運輸支局が所管している全地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間を満了する日が令和7年7月30日から8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡

令和7年7月30日

北海道運輸局
釧路運輸支局長

自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

1. フロントガラス貼付の検査標章（ステッカー）の場合



※車室内側

2. 電子車検証の場合

※車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォンが必要になります。

車検証閲覧アプリを起動させて、
ICタグ記録情報をご確認下さい



ICタグ
読み取り



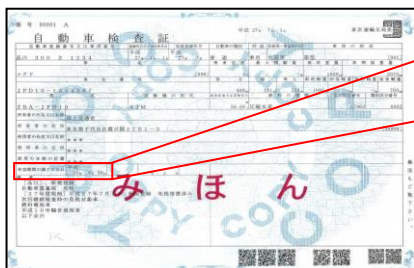
有効期間の満了する日 令和7年7月30日



車検証閲覧アプリはこちら
(電子車検証特設サイト)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

3. 紙の車検証の場合



有効期間の満了する日 令和7年7月30日